

平成28年度校長・園長人権教育研修会(熊本)

インクルーシブ教育を進めるために

~知らないでは済まない!「差別解消法」
しないでは済まない!「合理的配慮」~

インクルーシブ教育とは、
「教室でできる特別支援教育」
私の現在地をお伝えします!

 名城大学大学院
大学・学校づくり研究科 曾山和彦

2017.2.8

特別支援教育充実に向けた国の動き

- 「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」、高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告(2016)・平成30年度運用開始
- 特別支援学校全教員の特別支援教諭免許取得、中央教育審議会答申(2015)・平成32年度までに目指す。現在、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許保持率72.7%(本来、有すべきもの。しかし、教育職員免許法附則第16項「当分の間、保有を要しない」とする経過措置規定あり)、特別支援学級教員の同保持率30.5%
- 「全ての子供の能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」、教育再生実行会議第9次提言(2016)・大学教員養成課程で特別支援教育に関する科目の必修化

お互い、情報収集のアンテナを立てておきましょう!

現代の子ども像と支援の基本方策

「どうせ」「うざい、死ね!」

家庭、地域の教育力が以前に比べ、ぐっと落ちていきます

気になる子が昔以上に気になる理由の一つがここにあります

- 自分にOKと言えなければ、他者には尚更OKとは言えない、自分を大切にできなければ他者は尚更大切にできない
自尊感情(自己評価の感情)を育もう!
- 他者とかかわる技術・コツがなければ他者を大切にできない
ソーシャルスキルを育もう!

キーワードは自尊感情とソーシャルスキル
どちらもかかわりの中でしか育たない
人が人になるには人が必要

学校存在の意義がここにある!

先生方の言葉に学ぶ 教室でできる特別支援教育

私が大切にしている言葉です

- 周りの子を育てたら、気になる子も一緒に育った
- A男を支える周りの友だちの力は、教師一人の支援をはるかに超える
- 周りの子どもたちの協力がなければB男は育たなかった

「ハンカチ」理論

ハンカチのほつれた糸を持ち上げても、糸が切れハンカチは持ち上がらない、ハンカチ全体を持ち上げれば、糸も上がる (親野「叱らないしつけ」より)

現代の子ども像と教室でできる特別支援教育

私の現在地です

自尊感情&ソーシャルスキルが乏しい子どもたち

学級の気になる子の存在がクローズアップ

教室でできる特別支援教育「王道」3Step

Step1. 気になる子の理解 ← ユニバーサル(普遍的)な教育が可能となる
Step2. 学級集団の理解
Step3. 全ての子の自尊感情とソーシャルスキルの育成

「ちゃん学級」がインクルーシブ教育を推進する

Step1;気になる子の理解

~知らないでは済まされない!~

特別支援教育開始から(年)

- 小中通常学級に % (文科省、2012)
- 高校(全日制)に約 %
- 大学に発達障害診断有 % (日本学生支援機構、2015)

本研修では「自閉症スペクトラム障害」について確認!
* 最も気になる発達障害(大学生も)

時に悲劇を生む障害の無理解

～愛知県豊川市の事件(2010=H22)報道から～

- ASDと知的障害のあるA男
- インターネットの突然解約、ポスト撤去

なぜ、このことが事件の引き金なのか？

ASD特性として

7

ASDに対する合理的配慮を考えるヒント

参照！「王道」P36

- 視覚情報の活用 フォトグラフィックメモリー
- 一度にひとつ 短期記憶の弱さ
- 予定の伝達 見通しのもちにくさ
- 肯定的表現 苦手な禁止、注意
- 文化に寄り添う

感覚の過敏性
(例) 触覚、聴覚、視覚、嗅覚、味覚等

字義性
(例) 真っ直ぐ家に帰るのよ あそこの角を曲がらないと帰れないよう～

拙著「気になる子への支援のワザ」(教育開発研究所)に事例がたっぷり

8

障害者差別撤廃に向けた世界の動き

「障害者の権利に関する条約」

- 平成18(2006)年12月に国連総会で採択、平成20(2008)年5月に発効。日本政府は早期締結を目指し、**障害者基本法の改正**、**障害者差別解消法の成立**など必要な国内法令の整備等を進め、平成25(2013)年12月4日に国会承認、平成26(2014)年1月20日に**批准**。尚、本条約発効は同年2月19日

条約や協定(国際的なルール等)を最終的に国として確認・同意すること

「差別解消法」は、「障害者の権利に関する条約」批准に向けた国内法整備の一つとして制定

9

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法 2013.6月成立)

- 差別的取扱いの禁止(法定義務)
- **合理的配慮**不提供の禁止(国・地方公共団体等は法定義務)

基礎的環境整備のもとに

2016.4月施行
特に、学校生活の様々な場面における「合理的配慮」に関する校内整備が必要。保護者の声に応えるために...

「推進」の要は**特別支援教育コーディネーター**、管理職との「**タッグ**」を組んで！

10

基礎的環境整備と合理的配慮

- 基礎的環境整備とは
・合理的配慮の基礎となる環境整備のこと
- 合理的配慮とは
・一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて**決定**

11

Step2;学級集団の理解

～学級が「居場所」になれば、学習指導、生徒指導、特別支援教育が機能する～

- 「居場所」の2条件(國分、河村)
・「ルール」と「ふれあい(リレーション)」
- A. マズローの階層説が「居場所」の理論ベース

ふれあい(自尊感情関連)
ルール(ソーシャルスキル関連)

自己実現
承認
所属・愛
安全
生理的

だから、まずはルール確立！

12

Step3; 自尊感情 & ソーシャルスキル育成

- 学級・授業づくりの中、「ルール・ふれあいづくり」を通して、**自尊感情 & ソーシャルスキル**を育む

<ルールづくり> 主に、**ソーシャルスキル**育成

<ふれあいづくり> 主に、**自尊感情**育成

13

ルールづくりは「2本のアンテナ」で!

「話を聴く」というルール & スキル育成は?

- **を見逃さないアンテナによる感知 & 対応**

・対決 メッセージ;

・対決 メッセージ;

・「 ;

- **を見逃さないアンテナによる感知 & 対応**

・肯定 メッセージ;

・肯定 メッセージ;

・「 ;

年齢、発達段階、障害特性への留意が必要!

14

年齢・発達段階 & 障害特性への配慮とは

伝わるように言葉をかけましょう!

- 「注意・指示 & 褒め言葉」が効く・効かない境は?
10歳 or 思春期
- 「子どもは褒めて育てる」 大ウソ!?
「境」 & 「落とし穴」

「大揺れの船(思春期)」から、子どもが海に投げ出された時、泳いで行く・浮き輪を投げる等、助けられる大人に!

知識・理論・技法 <例> アイメッセージ & 勇気づけ

親業 アドラー心理学

最強 & 最高 &

15

ふれあいづくりは「縦系」 & 「横系」を織り上げる

- 縦系; 教師と子どもを結ぶ系
- 横系; 子ども同士を結ぶ系

縦系 & 横系を紡ぎ、学級という「機」を織り上げましょう!

学級づくり = 機織り このイメージがなじみます

16

教師と子どもの「縦系」を織るワザ

主に自尊感情へのアプローチ

- 全ての子どもに「ボール」を投げる

気になる子は「褒められ、叱られ」で、「ボール」を「グローブ」で比較的多く受けている。周りの子は?
気になる子には、学校全体で「ボール」を投げよう!

- 子どもの「長所」や「好き・得意なこと」等を使い、**褒める・勇気づける・認める**

大好きだったなあ、「ハングル少年」のA君。(今、君に感謝!!)

関係づくりの第一歩は相手への関心から

17

子ども同士の「横系」を織るワザ

主にソーシャルスキルへのアプローチ

- **1週間に一度、10分程度**でできる「シンプル & 面白い」グループアプローチを活用する

ふれあいづくりに向けた「**打ち上げ花火**」

<お薦め演習>

- ・二者択一
- ・アドジャン

学校生活の様々な場面でスキルの強化 & 般化

愛知県刈谷市立依佐美中の実践が秀逸! *配布資料参照

「王道」ステップ ワン・ツー・スリー (文溪堂) として発刊!

18

プラス 自尊感情育成

思春期の子ども&私たち大人に

- 友だちの声を使う
- 陰ぼめを使う

自分にOKと言えない人は、他者には尚更OKとは言えない。自分を大切にできない人は、他者は尚更大切にできない。だからこそ、**自尊感情(自己評価の感情)**を大切に！頑張っている自分・仲間「OK」と言おう！

まずは、**私たち自身にOKと言うことから始めよう！**

19

プラス ソーシャルスキル育成

言い続けましょう！

- 気持ちのよい挨拶
- 丁寧な言葉づかい(話の仕方)
- ありがとう&ごめんね
- 話の聴き方(傾き、視線、あいづち)
- 笑顔

「打ち出の小槌」は、振ることによって様々なものを出せるという伝説の小槌。生徒が、「先生、あのね」と言ってきたとき、「なるほど」等、首を縦に振る「傾き」は、生徒と教師の間に「信頼」「安心」を生み出す、**現実の「打ち出の小槌」**。

傾きという「小槌」を振ろう！(打ち出の小槌理論！?)

20

おわりに

~皆さんに伝えられる・伝えたい3つのこと~

- 一つだけでは多すぎる
- 学び続けることは教師の「職業倫理」
- 今、見ている景色も楽しむ

また、お会いしましょう！

21

主な参考文献

- 「自閉症だった私へ」、ドナ・ウィリアムズ、新潮文庫
- 「アスペルガー症候群と高機能自閉症の理解とサポート」、杉山登志郎 学研
- 「親業」、トマス・ゴードン、サイマル出版
- 「時々、「オニの心」が出る子どもにアプロー schools がするソーシャルスキル・トレーニング」、曾山和彦、明治図書
- 「気になる子への支援のワザ」、曾山和彦、教育開発研究所
- 「気になる子が溶け込む授業のしかけ」、曾山和彦、教育開発研究所
- 「気になる子の保護者への支援術」、曾山和彦、教育開発研究所
- 「「気になるたち」理解教育の基本」、曾山和彦、教育開発研究所
- 「子どもに学んだ “王道” ステップワン・ツー・スリー」、曾山和彦、文溪堂

特別支援に関する私の考えの全ては「王道ステップ」にまとめました！

HP ; 'KAZU・和・POCKET'

22

3月発刊！ 親から子へ かけわりの糸を結ぶ21の言葉

参考

私にとって5冊目の単著です。カウンセリング、心理学、特別支援教育の観点から、「子どものかかわりの糸」を結ぶための理論&技法を整理しました。親向けに書いた本ですが、どのような立場の方がお読みになっても参考になるよう、内容構成を工夫しています。今、私が一番創りたかった本です！

23

「王道」ステップワン・ツー・スリーII

参考

依佐美中実践の全てがここに！

24

参考



合理的配慮を
学ぶならこれ!

25

参考

自閉症スペクトラム障害 (Autism Spectrum Disorder)

2領域(社会的コミュニケーションの制限、反復性の行動・興味)における軽度(L1)～重度(L3)の能力低下という連続体を示す障害
(DSM- 日本語版 2014年5月発刊)

PDD(広汎性発達障害)
*社会性、コミュニケーション、想像力の弱さ

- ・自閉性障害(*この中で知的な遅れを伴わない者が「高機能自閉症」)
- ・レット障害
- ・小児期崩壊性障害
- ・アスペルガー障害
- ・特定不能PDD(*非定型自閉症と同義)

DSM- では
PDDの診断名

26

参考



実践事例データ
ベース活用を!

27

参考

「合理的配慮」への経緯 1
障害者の権利に関する条約 24条(教育)

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度(an inclusive education system)及び生涯学習を確保する。(後略)

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から**排除されないこと**(not excluded from the general education system)及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (c) **個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。**

28

参考

「合理的配慮」への経緯 2
障害者の権利に関する条約批准に向けた国内法等の整備 1

平成23(2011)年5月、障害者基本法(昭和45年制定)の一部改正 第16条(教育)

□ (1)国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、**可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこととしたこと。**

29

参考

「合理的配慮」への経緯 3
障害者の権利に関する条約批准に向けた国内法等の整備 2

平成24(2012)年7月、中教審初等中等教育分科会報告

- 1. 共生社会の形成に向けて
- (1) 共生社会の形成に向けた**インクルーシブ教育システム**の構築、他
- 2. 就学相談・就学先決定の在り方について
- (1) 早期からの教育相談・支援、他
- 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための**合理的配慮**及びその**基礎となる環境整備**
- (1) 「合理的配慮」について、(2) 「基礎的環境整備」について、他
- 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- (1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保、他
- 5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等
- (1) 教職員の専門性の確保、他

30

参考

「合理的配慮」への経緯4

障害者の権利に関する条約批准に向けた国内法等の整備3

平成25(2013)年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)。施行は28年4月

国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」の禁止(法定義務)、国の行政機関や地方公共団体等による「合理的配慮の不提供」の禁止(国・地方公共団体等は法定義務)、差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」の作成等について定められている。

本研修のテーマ

31

参考

基礎的環境整備と合理的配慮の項目

□ 基礎的環境整備8項目 国、都道府県、市町村

「専門性のある指導体制の確保」、「専門性のある教員、支援員等の人的配置」、「施設・設備の整備」、「交流及び共同学習の推進」等

□ 合理的配慮3観点11項目 学校の設置者、学校

1. 教育内容・教育方法:「学習上または生活上の困難を改善・克服するための配慮」、「心理面・健康面の配慮」等

2. 支援体制:「専門性のある指導体制の整備」、「災害時等の支援体制の整備」等

3. 施設・設備:「校内環境のバリアフリー化」等

32